

最高裁秘書第5477号

平成31年1月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書の開示についての通知書

平成30年12月11日付け（同月13日受付、最高裁秘書第5240号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

辞令書（片面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

辞 令 書

(氏名)

(発令内容)

裁判所法第68条第1項及び司法修習生に関する規則第17
条第1項第1号により罷免する

平成30年12月12日

任命権者

最 高 裁 判

